

ご乗船のお客様へのご案内

一、乗船券の予約：

- (1) パスポートと有効な証明書などを手元に用意の上乗船券をご予約ください。ご予約された乗船券はご本人のみが使用できます。譲渡した場合、乗船券は無効となり、払戻しはできません。ビザが必要な方は渡航前に事前取得し、乗船当日には有効なビザを提示する必要があります。ビザを提示できない場合、または虚偽のビザを提示した場合、ご乗船をお断りし、乗船券の払戻しはできません。また、中華人民共和国において「高額消費制限対象者」に該当する場合、当社は乗船をお断りし、乗船券の払戻しはできません。
- (2) 有効なパスポート及び予約確定メールをご持参し（中国に入国する香港・マカオの方は「回郷証」、台湾の方は「台胞証」も必要）、上海発の場合は出港時刻の3時間前にターミナルへお越しいただき、日本発の場合は9:00から乗船手続きを開始し、10:30に終了します。お客様はご予約された便にのみ乗船可能で、乗り遅れた場合の乗船券は自動的に無効となり、払戻しはできません。
- (3) 満75歳以上のお客様は、乗船日の3ヵ月以内（復路日を含む）に発行され、心臓病、高血圧（管理可能な範囲）、呼吸器系疾患等、乗船に支障のある疾病がないことが明記された、医師（中国の場合は三級甲等クラスの医院）による健康証明書と、海外旅行保険の加入証明が必要です。また、船旅には若い親族のご同行が必須であり、ご持病がある方は、常用薬と共に病歴の分かる書類も忘れずご持参ください。
- (4) 妊娠24週以下のお客様は、診断書（中国の場合は県級以上の医院）と誓約書のご提出が必要です。妊娠24週を超える場合、または妊娠に関連する合併症を有する方は、安全上の理由によりご乗船いただけません。
- (5) 重病、検疫感染症、精神疾患或いはその他の精神障害に罹患している方等、船旅に適さない方はご予約できません。前述の方が乗船券を購入した場合、ご乗船をお断りし、予約した乗船券は自動的に無効となり、払戻しはできません。
- (6) ご自身の健康状態についてご乗船前に事実を申告しなかった場合、航海中の健康管理はお客様の自己責任となります。第三者に損害を与えた場合や救急医療費が発生した場合、その費用はお客様負担となります。
- (7) 12歳未満のお子様のお一人での乗船は承っておりません。12歳以上18歳未満の方がお一人でご乗船される場合は、入出国先の送迎者の連絡先のご提供、および保護者の方には乗船手続きカウンターにて、所定の誓約書および指令書へ必要事項のご記入とご署名をしていただくことが必須条件となっております。
- (8) 1歳未満のお子様をお連れの場合は誓約書のご提出が必要です。
- (9) 日本を出国する際には、「国際観光旅客税」としてお一人様1,000円を日本のターミナルでお支払いいただきます。（2歳未満は非課税）

二、乗船券の種類について：

- (1) 無料幼児：2歳未満のお子様にはお一人用ベッドの用意はございません。

- (2) 小児料金：2歳以上、12歳未満のお子様は大人運賃の半額となり、一人用ベッドをご利用いただけます。
- (3) 大人料金の乗船券1枚につき、2歳未満のお子様1名を無料にてご同伴できますが、2名以上の場合には、超過人数に応じて小児料金の乗船券のご購入が必要です。
- (4) その他の券種については、船会社へお問い合わせください。

三、 払戻しまたは変更について（「出港時刻」は「最新の運航状況」でのご案内に準じます）：

- (1) ご予約便の出港時刻の7日前までのキャンセルは運賃の10%、7日前以降48時間前までは運賃の30%、48時間前以降24時間前までは運賃の50%が払戻し手数料として発生します。出港前の24時間以内のキャンセルについては払戻しできません。払戻しはオンラインでも申請可能で、手数料は払戻し申請日を基に計算されます。払戻し手続きについては、必要な証明書（パスポート、口座番号が分かる物など）をご持参の上、船会社が指定する受付場所で、申請日から90日以内に手続きを完了する必要があります。お手続きの期限を過ぎた場合、失効となります。
- (2) ご予約便の変更は、出港時刻の24時間前までに行ってください。変更は一回に限り有効で、乗船券1枚につき変更手数料1,000円を徴収します。当初ご予約の乗船予定日から前後60日以内の便へ変更可能です。なお、出港時刻前の24時間以内は変更手続ができませんのでご了承ください。
- (3) ご予約時に選択された等級の客室へご乗船いただく際に、客室ランクの変更を希望される場合は、アップグレードへの変更のみとなります。同時に差額分の運賃のお支払いが必要です。

四、 手荷物：

* 携行する手荷物については、中華人民共和国および日本の税関の関連規定を遵守しなければなりません。関連規定に違反した場合は、お客様自身の責任となります。

- (1) 船内への持込み手荷物は2個まで、1個あたり15kg以内となります。受託手荷物は2個まで無料で預けることができます。1個あたりの重量は30kg以内、3辺の合計が1.8m以内（高さ、横幅、奥行き各0.6m以内）となります。数量、重量、又はサイズ超過の手荷物は有料での預け入れとなります。超過分の料金については ①超過荷物の個数 ②30kgを1個として計算 ③長さ0.6mを1個として計算し（①～③のうち最も高い料金を適用）、1個あたり4,000円となります。規定の重量・サイズを超える場合は、事前に船会社へお問合せください。
- (2) テレビ、冷蔵庫、洗濯機、自転車などの大型荷物は預け入れが必要となります。それぞれ異なる託送料金が適用されるため、事前に船会社へお問合せください。
- (3) 燃えやすいもの、爆発の恐れがあるもの、毒性、腐食性、放射性物質等の危険物、壊れやすいもの、動物、その他輸送が禁止されているものを船内持込手荷物または受託手荷物として携行することはできません。
- (4) 現金、重要書類、貴金属、宝石、ダイヤモンド及びその製品並びに宝飾品、骨董品、文化財、腕時計、カメラなどの貴重品を受託手荷物に入れないとください。前述の品物をお預けした場合に生じた損害について、船会社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- (5) お客様の受託手荷物について、運送に関して生じた損害であることが証明できた場合は、船会社が賠償責任を負います。賠償額は1kgあたり最高16米ドルとなり、手荷物1個に対する賠償総額は最高500米ドルです。ただし、共同海損が成立した場合は、お客様は賠償請求をすることできません。

受託手荷物の損害に対して賠償請求する場合、手荷物を受取る際に旅客ターミナルで申し出なければなりません。そうでない場合、船会社は手荷物が問題なく引き渡されたとみなし、その後の請求は受理できません。

五、中国からのお土産について：

- (1) 「ワシントン条約」で規制されている動物類の製品は日本へ持ち込めません。

例：象牙細工、革製ハンドバッグ・財布、ヘビ皮の胡弓、ジャコウや虎骨を使った漢方薬など。

- (2) 「銃砲刀剣類所持等取締法」に規定されたもの。京劇用の鉄製長剣（模型や模造品を含む）は刃が付いていなくても持ち込めません。

- (3) 肉類や果物・野菜など、法律で輸入を禁じられているものは持ち込めません。

（日本の動物検疫所、及び植物防疫所ホームページをご参照ください。）

- (4) 医薬品は「薬機法」に定められた範囲内で船内にお持込みいただけます。原則としてご本人のみが使用することを目的としているため、大量の薬品は日本への持込みはできません。

六、責任と保険：

当社は、お客様が出発港で当社が運航するフェリーに乗船し、目的港で下船するまでの間、運送人およびその従業員の過失または不作為により、お客様に生じた傷害、死亡又は疾病の補償及びこれらに関連して生じた費用の支払義務を負うものとします。但し、お客様一名に対する賠償額は最高 60,000 米ドルまでとします。

七、公序良俗の遵守：

お客様の利益と安全を保護するため、船内の安全規則と公序良俗を遵守しなければなりません。故意に違反し、忠告を無視する行為に対し、船長は必要な措置を取る権限があります。

八、当社の船舶を利用するすべてのお客様は、乗船券購入前に上述する案内事項に全て同意したものとみなします。法的紛争が発生した場合、中華人民共和国の関連法律に基づき、中国で解決されることとします。